

# お知らせ

**野木町安全・安心見守り  
ネットワーク事業に  
登録しませんか**

問健康福祉課 ☎(57) 4196

地域には高齢の一人暮らし・高齢者世帯・要介護の方・障がいのある方など日常の見守りが必要な方や、災害時に支援が必要な方が暮らしています。

町では、地域のみなさんと協力して見守りが必要な方々が住みなれた地域で安心して生活ができるように、さりげない見守りやちよつとした気づきを通して、認知症ケアや異変の早期発見につながるよう地域に安心の輪を広げる見守りネットワークづくりに取り組んでいます。

①声かけ、訪問による日常の安否確認  
○見守りネットワークの3つのポイント(具体的事例)

- ・郵便物や新聞がポストにたまっていない
- ・何日も同じ洗濯物が干してある
- ・いつもの時間に戸が開かない
- ・最近外出している姿を見ない

②異変を発見した場合の必要な支援(町・消防に連絡)

- ・不自然な服装(パジャマや季節に合わない服装など)をしている
- ・帰り道がわからなくなっている様子でうろろしている

③災害時の支援(避難誘導支援)

※緊急性のある場合には、救急・警察への通報が優先されます。

④要配慮者(見守られる人)又は協力員(見守る人)のご登録は健康福祉課まで。

**手話通訳者養成講習会の受講を目指す人のための  
ステップアップ講習会**

問社会福祉法人栃木県社会福祉協議会 ☎028(621)6208

手話奉仕員養成講座修了者に対して、手話通訳者養成講習会の受講を目指す人のための講習会を開催します。

日9月12日〜平成30年3月13日の第2・第4火曜日(全12回)

10時〜12時

所とちぎ福祉プラザ2階(第1研修室)

定30名  
宇都宮市若草1-10-6

⑤手話奉仕員養成講座(入門課程・基礎課程)修了者であつて平成30年度手話通訳者養成講座を受講する意志のある方

⑥7月10日(月)〜8月5日(土)に問い合わせ先へ「受講申込書」を郵送・FAX・来所にて。

健康福祉課にも受講申込書があります。

**高額療養費制度  
70歳以上の医療費の上  
限額が変わります**

問住民課 ☎(57) 4136  
栃木県後期高齢者医療広域連合 ☎028(627)6805(代表)

国の制度改正により、平成29年8月から70歳以上の高額療養費の上限額が変わります。

ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。

ご自身がどの適用区分に該当するかは、被保険者証または、限度額認定証で確認できます。

※健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合、国民健康保険組合にご加入の方はご加入

適用区分	平成29年7月まで		平成29年8月から	
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	44,000円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <多数回44,400円※>	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <多数回44,400円※>
一般	12,000円	44,400円	14,000円 年間上限 14万4,000円	57,600円 <多数回44,400円※>
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円		15,000円

※過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

の医療保険者まで、野木町国民健康保険加入の方は町住民課まで、後期高齢者医療制度の方は栃木県後期高齢者医療広域連合までお問い合わせください。